

青少年教育の現場で勤務している方、
今後施設職員を目指す方**必見！！**



自然体験活動指導者 (NEALリーダー)養成研修

令和4年1月17日(月) 10:30~
19日(水) 12:00(予定)



NEAL (ニール) ってなに??

全国体験活動指導者認定委員会が資格認定する「自然体験活動指導者」のことです。

キャンプや登山、カヤックなど様々な体験活動を通して、感性を磨いたり、土地の伝統文化や食文化に触れたり、専門的な知識と技術をもって自然体験活動の普及や振興に貢献するのが「自然体験活動指導者」の役割です。

本研修では、青少年向け自然体験活動プログラムにおいて子どもの発達段階に応じて適切かつ安全に指導できる指導者を育成します。

【お問い合わせ】

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立那須甲子青少年自然の家

〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字村火6-1

TEL : 0248-36-2331 FAX : 0248-36-2150

担当 : 古谷(ふるや)・海野(うみの)・横屋(よこや)

なすかしの森



申込方法は裏面をチェック!

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

4 質の高い教育を
みんなに



自然体験活動指導者（NEALリーダー）養成研修

1.趣 旨

全国体験活動指導者認定委員会が制定した「自然体験活動指導者養成カリキュラム」に則り、子供の発達段階に応じて適切かつ安全に指導ができる自然体験活動指導者を養成します。

2.主 催 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立那須甲子青少年自然の家

3.期 日 令和4年1月17日(月)～1月19日(水) 2泊3日 集合:10:30 解散12:00(予定)
※前・後泊も可能です。

4.会 場 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立那須甲子青少年自然の家
那須高原ビジターセンター(18日午後現場演習を予定)

5.対 象 青少年教育施設で勤務している方、今後青少年教育施設職員を目指している方

6.募集人数 20名程度

7.講 師 主任講師:古谷 洋祐 (国立那須甲子青少年自然の家事業推進係員)

【対象者理解】

野口 和行 氏

(慶應義塾大学体育研究所 教授)
専門は野外教育・レクリエーション。大学生の頃からキャンプを始め、子どもから大学生、障害のある人たちなど、さまざまな人々を対象として、キャンプや野外活動を通じた教育を実践している。2009年から2年間、アメリカ・ノースカロライナ州で発達障害のある人々を対象としたキャンプ・野外活動に関する研究と研修を行う。

【自然体験活動の安全管理】

高橋 博 氏

(埼玉県立名栗げんきプラザ 所長)
青少年教育施設職員歴15年以上、NPO法人国際自然大が指定管理する埼玉県、神奈川県等の青少年教育施設職員経験を経て現職へ。

【自然体験活動の技術】

真山 高士 氏

(NPO法人那須高原自然学校 理事長)
那須甲子青少年自然の家、長期自然体験活動事業アドバイザー、那須高原ビジターセンターセンター長を務める。主に子どもたちに自然体験活動や環境教育を実践している。

【自然体験活動の技術・特質】

菅原 遊 氏(フリーランス)

ビジターセンター、那須平成の森等で自然案内人(インタープリター)として活躍。現在は、森や山をフィールドにした自然体験プログラムや研修活動を行う。

【青少年教育における自然体験活動】

【自然体験活動の指導】

北見 靖直

(国立那須甲子青少年自然の家 次長)

8.プログラム

	10:30	11:00	12:00	13:00	14:30	16:30	18:00	19:00	20:30
17日	集合	ガイダンス	昼食	青少年教育における体験活動	対象者理解	自然体験活動の安全管理Ⅰ	夕食	自然体験活動の安全管理Ⅱ	入浴
18日	朝食	自然体験活動の技術Ⅰ	昼食	自然体験活動の技術Ⅱ	自然体験活動の特質	夕食	自然体験活動の技術Ⅲ	入浴	
19日	朝食	自然体験活動の指導	ガイダンス・試験	解散					

9.参加費 4,300円(食事代(6食)・シーツ等洗濯料・保険料・教材費 他)

10.申込方法

- ・QRコードまたは、当施設ホームページ「新着情報」のWEBフォームより
- ・先着順、【申込期間】11月29日(月)～12月20日(月)



11.その他

- (1)「自然体験活動指導者（NEALリーダー）」カリキュラムにおいて、研修最終日に行われる試験合格者は、後日「登録料5,000円(学生3,000円)」を銀行振込にてお支払ください。

[個人情報の取扱]

申込時にご記入いただいた個人情報は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基づき適切に管理し、この事業に関する事務のみに使用し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。本事業で職員等が撮影した写真や映像、制作物、感想文等の著作物を、当機構の広報等に使用する目的で、報告書や刊行物、インターネット(ソーシャルメディアサービスを含む)等に掲載することがあります。また、新聞社、雑誌社等が発行する刊行物に記事・写真を掲載することもあります。

なお、当機構がインターネット上に公開した肖像及び著作物について、本人(又は保護者)から削除依頼を受けた場合は速やかに削除します。ただし、印刷物等については対応できかねますのでご了承ください。